

平成 27 年 7 月 29 日
沖縄電力株式会社

「託送供給等約款」の認可申請について

当社は、本日、改正電気事業法附則第 9 条第 1 項の規定に従い、同法第 18 条第 1 項に規定された「託送供給等約款」の認可申請を経済産業大臣に行いました。

「託送供給等約款」とは、新電力をはじめとする当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、現行の託送供給約款に、平成 28 年 4 月に実施される電力小売全面自由化に向けた各種法令の改正や国の審議会^(※)における議論の内容を反映する見直しを行いました。

具体的には、託送料金原価における事業報酬率を現行の 3.0% から 1.9% に引き下げるとともに、電気の周波数維持や需給バランスの調整に係るコストや、離島供給に係るコストを追加するなどの見直しを行っております。

託送供給等約款の主な変更内容は、以下のとおりです。

(※) 国の審議会とは、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループなどを指します。

1. 低圧・高圧向け託送料金の新設

これまで、低圧および高圧で電気の供給を受けるお客さま向けの託送料金は設定されておりましたが、平成 28 年 4 月の電力小売全面自由化に伴い、低圧および高圧のお客さまも自由化対象となることから、新たに低圧および高圧向け託送料金を設定いたしました。

2. 特別高圧向け託送料金の見直し

特別高圧で電気の供給を受けるお客さま向けの託送料金についても、再設定いたしました。

3. インバランス制度の見直し

需要側・発電側でそれぞれ需給計画・発電計画と実需要・発電量を一致させる計画値同時同量が導入されます。計画値同時同量が達成できない場合に生じる電気の過不足を送配電事業者が調整する際のインバランス供給について、その精算単価を卸電力取引所における市場価格とする等の見直しを行いました。

4. 割引制度の見直し

電力需要の多い地域に設置した発電設備を利用する場合で潮流改善効果が見込める場合は、当社の送電設備等の効率的利用に資すること等を評価して、託送料金を割引く「需要地近接性割引制度」を設定しております。この割引制度についても、これまで割引対象外となっていた低圧および高圧電源の割引対象への追加等の見直しを行いました。

なお、本日認可申請した託送供給等約款の実施時期については、今後、経済産業省の認可を経て、平成28年4月1日からの実施を前提にしております。

以 上

添付資料：

「託送供給等約款の認可申請の概要について」

「主要な料金単価表」

関連資料 URL

[託送供給等約款認可申請書](#)

http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/news_release/2015/150729_2.pdf

託送供給等約款の認可申請の概要について

1. 託送料金の見直しの必要性について

当社においては、これまで特別高圧のみに託送料金が設定されておりましたが、小売全面自由化に伴い低圧および高圧で電気の供給を受けるお客さま向けの託送料金についても設定することとなりました。

2. 託送料金原価算定における前提諸元

原価算定期間は、平成28年～30年度の3年間としております。(資料内における値等は3年平均で記載。)

【原価算定における前提諸元】

	①認可申請した 託送料金原価 (H28～H30)	②現行の 託送料金原価 (H20原価)
販売電力量 (流通対応需要) (百万kWh)	7,786	7,516
原油価格 (\$/bbl)	56.6	93.0
為替レート (円/\$)	119.7	107.0
事業報酬率 (%)	1.9	3.0

3. 今回の申請における託送料金原価

申請原価の算定にあたっては最大限の効率化を織り込むとともに審査要領等に基づく控除を反映しております。

一方、制度変更に伴い、託送料金にて回収することとなった※電気の周波数維持や需給バランスの調整に係るコストや、離島供給に係るコストについても今回より新たに織り込んでおり、託送料金原価は645億円となります。

なお、小売料金については、現行の料金水準を据え置くため、今回の託送料金の見直しに伴い、お客さまに新たな負担が生じることはありません。

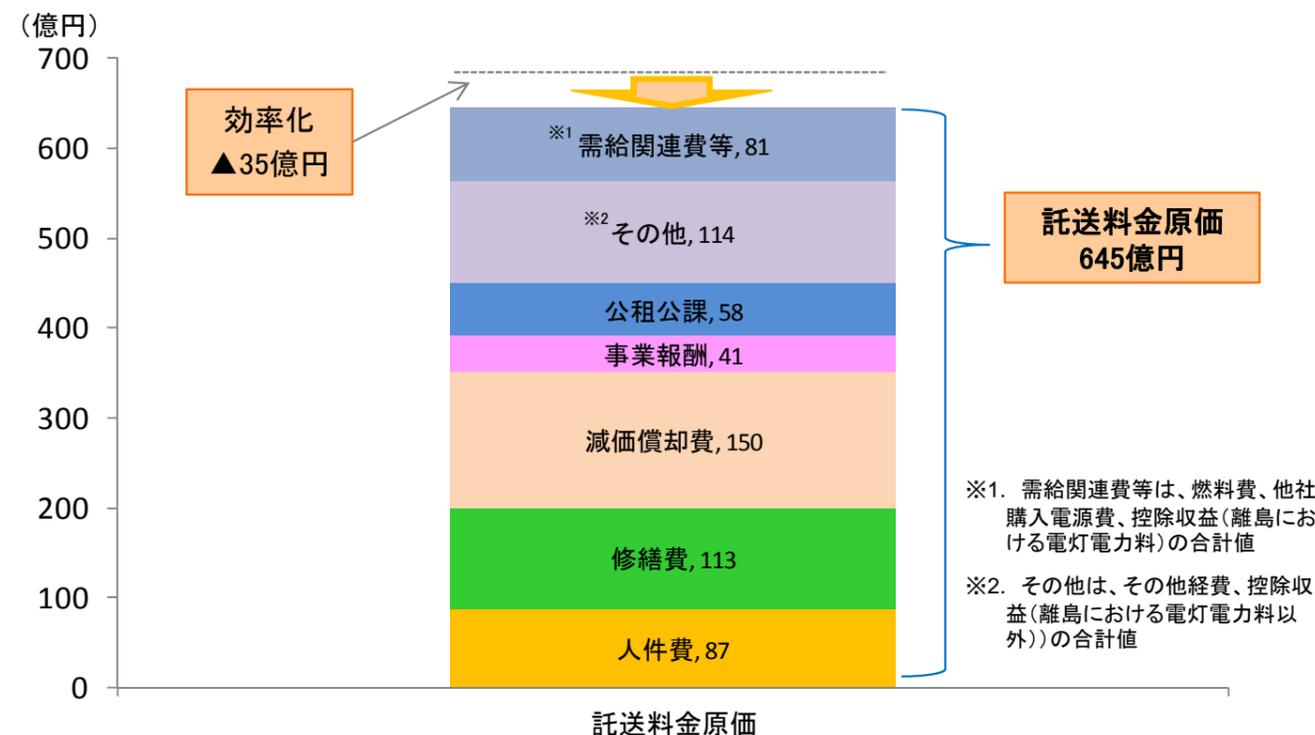
※当社は本土の電力系統と連系されておらず、広域融通の枠外にあることから、周波数調整等にかかる調整力を単独で確保する必要があります。また、点在する37の有人離島に電力供給しており、需要の約1割を占めることからその影響が比較的大きくなります。

(1) 経営効率化の概要

(単位: 億円)

	H28～H30 (3年平均)	主な内容
修繕費	14	・工法等の見直しによる効率化(工数・施工単価等の低減) ・資機材役務調達コストの低減 等
資本費	8	・工法等の見直しによる効率化(工数・施工単価等の低減) ・資機材役務調達コストの低減 等
一般経費	8	・契約内容見直し、単価の低減 ・資機材役務調達コストの低減 等
その他	5	・設備投資効率化による影響の反映 等
合計	35	

(2) 託送料金原価内訳



4. 託送供給等約款の変更の内容

電圧別の平均単価および主な変更内容は、以下のとおりです。

【電圧別平均単価】

特別高圧: 4.10円/kWh, 高圧: 6.58円/kWh, 低圧: 11.50円/kWh

【主な変更内容】

①低圧・高圧向け託送料金の新設

これまで、低圧および高圧で電気の供給を受けるお客さま向けの託送料金は設定されておりましたが、電力小売全面自由化に伴い、低圧および高圧で電気の供給を受けるお客さまも自由化対象となることから、新たに低圧および高圧向け託送料金を設定いたしました。

②特別高圧向け託送料金の見直し

特別高圧で電気の供給を受けるお客さま向けの託送料金についても、再設定いたしました。

③インバランス制度の見直し

需要側・発電側でそれぞれ需給計画・発電計画と実需要・発電量を一致させる計画値同時同量が導入されます。計画値同時同量が達成できない場合に生じる電気の過不足を送配電事業者が調整する際のインバランス供給について、その精算単価を電力卸取引所における市場価格とする等の見直しを行いました。

④割引制度の見直し

電力需要の多い地域に設置した発電設備を利用する場合で潮流改善効果が見込める場合は、当社の送電設備等の効率的利用に資すること等を評価して、託送料金を割引く「需要地近接性割引制度」を設定しております。この割引制度についても、これまで割引対象外となっていた低圧および高圧電源の割引対象への追加等の見直しを行いました。

以上

主要な料金単価表

1. 接続送電サービス料金

(単位:円)

契約種別				単位	料金単価 (消費税等相当額含む)		
					新単価	旧単価	
低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで		1 灯	47.01	—
			10Wまでをこえ20Wまで		1 灯	94.02	—
			20Wまでをこえ40Wまで		1 灯	188.04	—
			40Wまでをこえ60Wまで		1 灯	282.06	—
			60Wまでをこえ100Wまで		1 灯	470.10	—
			100Wをこえる100Wまでごとに		1 灯	470.10	—
		小型 機器 料金	50VAまで		1 機器	140.41	—
			50VAをこえ100VAまで		1 機器	280.82	—
			100VAをこえる100VAまでごとに		1 機器	280.82	—
	電灯標準 接続送電 サービス	基本料金			1契約	270.00	—
		電力量料金			1kWh	11.37	—
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金			1契約	270.00	—
		電力量料金		昼間時間	1kWh	12.87	—
				夜間時間	1kWh	9.39	—
	電灯従量接続送電サービス(※1)				1kWh	15.80	—
	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1kW	837.00	—
			主開閉器契約		1kW	685.80	—
				電力量料金		1kWh	8.50
	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1kW	837.00	—
			主開閉器契約		1kW	685.80	—
電力量料金		昼間時間	1kWh	9.60	—		
		夜間時間	1kWh	7.03	—		
動力従量接続送電サービス(※1)				1kWh	22.22	—	
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	621.00	—	
		電力量料金		1kWh	5.11	—	
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金			1kW	621.00	—
		電力量料金		昼間時間	1kWh	5.76	—
				夜間時間	1kWh	4.26	—
	高圧従量接続送電サービス(※1)				1kWh	15.28	—
	ピークシフト割引(※2)				1kW	529.20	—
特別 高圧	特別高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	464.40	403.92	
		電力量料金		1kWh	3.68	1.59	
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金			1kW	464.40	403.92
		電力量料金		昼間時間	1kWh	4.14	1.75
				夜間時間	1kWh	3.09	1.37
	特別高圧従量接続送電サービス(※1)				1kWh	11.30	8.21
ピークシフト割引(※2)				1kW	394.20	343.44	

(※1) 自己等への電気の供給(自己託送)を希望されるときに適用します。

(※2) ピークシフト割引は、高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、当社との協議が整ったときに適用します。

2. 臨時接続送電サービス料金

(単位:円)

契約種別		単位	料金単価 (消費税等相当額含む)		
			新単価	旧単価	
低圧	電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで	1日	4.16	—
		50VAをこえ100VAまで	1日	8.31	—
		100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	1日	8.31	—
		500VAをこえ1kVAまで	1日	83.10	—
		1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	1日	83.10	—
	電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	1契約	電灯標準接続送電 サービスの料金を 10%割増したもの	—
		電力量料金	1kWh	—	—
	動力臨時定額送電サービス		1kW1日	117.04	—
	動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電 サービスの料金を 20%割増したもの	—
		電力量料金	1kWh	—	—
高圧	高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電 サービスの料金を 20%割増したもの	—
		電力量料金	1kWh	—	—
特別 高圧	特別高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送 電サービスの料金を 20%割増したもの	特別高圧標準接続送 電サービスの料金を 20%割増したもの
		電力量料金	1kWh	—	—

・臨時接続送電サービスは、契約使用期間が1年未満の場合に適用します。

3. 予備送電サービス料金

(単位:円)

契約種別		単位	料金単価 (消費税等相当額含む)	
			新単価	旧単価
高圧	予備送電サービスA	1kW	70.20	—
	予備送電サービスB	1kW	105.84	—
特別 高圧	予備送電サービスA	1kW	81.00	64.80
	予備送電サービスB	1kW	116.64	88.56

・予備送電サービスは、契約者が供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用します。

・予備送電サービスA: 常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

・予備送電サービスB: 常時利用変電所以外の変電所を利用する場合、または、常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

4. 近接性評価割引

(単位:円)

	単位	料金単価 (消費税等相当額含む)	
		新単価	旧単価
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1kWh	0.43	—
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ60,000V以下の場合	1kWh	0.35	0.14
受電電圧が標準電圧60,000Vをこえる場合	1kWh	0.17	—

・近接性評価地域に立地する発電所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいいます。